

資産健全化への対応と再生支援

資産健全化への対応

当行では、不良債権の適切な処理、不良債権の新規発生防止、取引先の財務改善支援等により、常に資産の健全性の維持・向上に努めています。

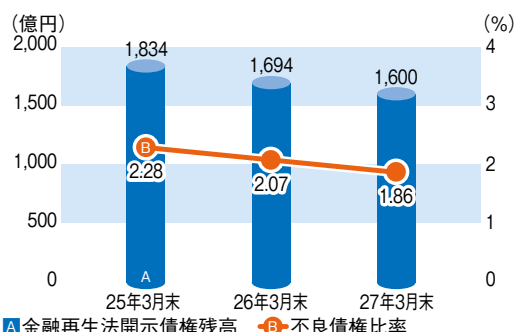
不良債権とは、金融機関が有している貸出などの債権のうち、企業倒産や業績不振などのため、元本や利息の回収に懸念のある債権を指しています。

貸出金等からの利息収入は、銀行の収益の根幹であります。しかし、貸出金の回収が困難になると、銀行の財務内容に大きな影響を及ぼすことになりかねません。そのため審査体制や信用リスク管理体制の整備・充実を進めています。

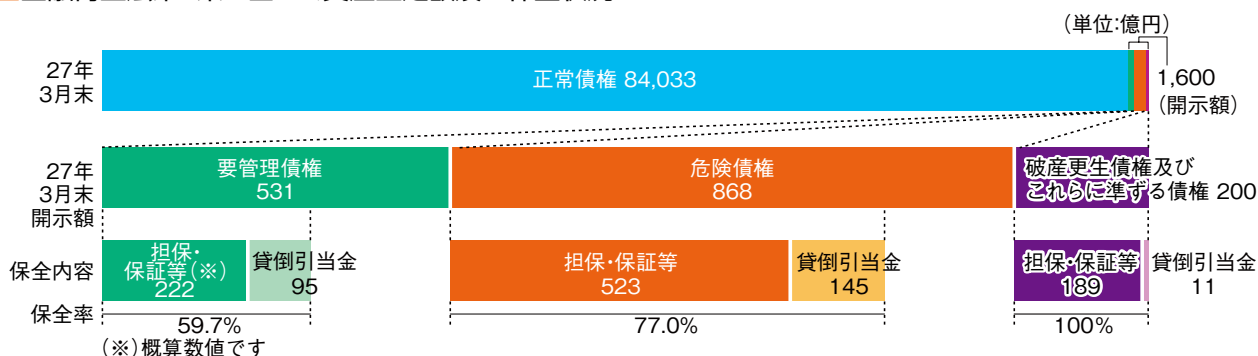
平成27年3月末時点の金融再生法開示債権残高は1,600億円となり、不良債権比率は1.86%となっています。

引き続き営業店と本部、さらに中小企業再生支援協議会等の外部機関とも連携しながら、お客さまの経営改善に向けた取組みの支援を進めてまいります。

不良債権の推移



金融再生法第7条に基づく資産査定額及び保全状況



自己査定と債務者区分

資産の自己査定とは、金融機関が自らの資産について個々に検討・分析し、資産価値の毀損や回収の危険性の程度に従って分類・区分することです。貸出金をはじめとする資産を、その信用力に応じて、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つに区分しています。なお、「要注意先」の中で、貸出条件を緩和している先などを「要管理先」として区分しています。

債務者区分

正常先	業況良好かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	赤字決算など、業況が低調・不安定になるなど今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	現状経営破綻の状態にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻の状況に陥っている債務者
破綻先	破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生などの事由により経営破綻の状態に陥っている債務者

不良債権の処理

当行はこれまで、厳格な自己査定結果に基づき、各決算期毎に償却・引当等、適切な不良債権処理を行ってきました。なお、要管理先及び破綻懸念先債権のうち大口先に対しては、DCF法*による貸倒引当金の算定を行っています。

また、貸倒引当金については、「破綻先債権」「実質破綻先債権」は担保等で保全されていない債権額の全額、「破綻懸念先債権」は原則として過去の貸倒実績率に基づき算定した予想損失額を計上しています。担保・保証に引当金を加えたもので算定した保全率は、金融再生法開示債権ベースで74.1%と高い水準を確保しており、今後の損失発生懸念は限定的なものとなっています。

※DCF法：債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権について、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法です。

不良債権の開示

不良債権の開示には、「銀行法に基づくリスク管理債権(以下、リスク管理債権)」と、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)に基づく資産査定による開示債権(以下、金融再生法開示債権)」とがあります。

なお、リスク管理債権は貸出金のみを開示対象としているのに対し、金融再生法開示債権は、要管理債権を除き、貸出金以外の支払承諾見返、未収利息、外国為替などを含んでいます。

リスク管理債権

リスク管理債権は、自己査定の破綻先を「破綻先債権」、実質破綻先と破綻懸念先を「延滞債権」、要注意先のうち3カ月以上延滞しているものについて「3カ月以上延滞債権」、貸出条件を緩和しているものについて「貸出条件緩和債権」として計上する方法をとっています。

■リスク管理債権(単体) (単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末
破綻先債権額	25	21
延滞債権額	1,122	1,044
3カ月以上延滞債権額	8	6
貸出条件緩和債権額	534	524
合計	1,690	1,597

■リスク管理債権(連結) (単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末
破綻先債権額	21	16
延滞債権額	1,099	1,021
3カ月以上延滞債権額	8	6
貸出条件緩和債権額	534	524
合計	1,663	1,569

金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は、自己査定の破綻先・実質破綻先を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、破綻懸念先を「危険債権」、要管理先のうち3カ月以上延滞債権または貸出条件緩和債権に該当するものを「要管理債権」として開示しています。

■金融再生法開示債権(単体) (単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	206	200
危険債権	944	868
要管理債権	542	531
合計	1,694	1,600
正常債権	80,131	84,033

用語解説

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」を除く3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。